

第 37 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 7 年 3 月 13 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 2 時 59 分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
8 番委員	杉 本 富美男	9 番委員	倉 田 邦 昭
10 番委員	榎 本 弘 行	11 番委員	山 口 祐 二
12 番委員	山 内 亜樹子	13 番委員	矢ヶ崎 宏 始
14 番委員	吉 井 美華子	15 番委員	藏 見 洋 久
16 番委員	田 中 敏 夫	17 番委員	石 原 康 裕
18 番委員	加 納 松 男	19 番委員	荻 本 末 子
20 番委員	篠 宮 稔		

欠席委員

7 番委員 戸 坂 昭 一

事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	谷合広美

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第37回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、7番議席の戸坂委員は、本日、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしくお願いいたします。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。先月20日に行われました第66回農業委員会・農業者大会、その後の祝賀会、お疲れさまでした。

さて、早いもので、この23期の任期も今月までとなります。今日は農業委員として最後の総会となりました。第23期の農業委員会は、令和4年度のコロナ禍からスタートとなり、任期中はコロナ5類へ移行となり日常に戻る一方で、全国的な猛暑や自然災害の多発に加え、海外情勢の影響による農業資材、飼料の価格高騰と、農家を取り巻く環境は非常に厳しい時期でありました。加えて、都市農業の振興や都市農地の保全と活用への期待がますます増えてきた時期でもありました。

このような中、皆様方の御協力を得まして、会長として農業委員会を無事運営できたことに心から厚く御礼申し上げます。

また、本日は最後の総会となりますので、総会終了後に懇親会を設定しております。任期終了後、皆様方に引き続き親睦を深めていただければと思っております。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、4番議席の杉崎委員、5番議席の杉本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第6号「農地法第5条第1項

第6号の規定による届出について」、報告第7号「調布市農業委員会議事規則の一部改正について（案）」、以上3件を事務局から説明します。

○佐野書記　それでは、資料、報告第5号を御覧ください。報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は調布ヶ丘3丁目●番●、面積は165平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

この土地は布多公園の北側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、自己転用で専用住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。田中副会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、2月3日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月6日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第6号を御覧ください。報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は東つつじヶ丘2丁目●番●、面積は479.33平方メートルであります。賃貸人は●●●●氏、賃借人は東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所であり、転用目的は外環工事中継ヤードであります。藏見委員が現地確認を行っております。

この土地は滝坂小学校の東側にある土地であり、生産緑地ですが、令和5年2月20日から令和7年2月19日まで外環工事中継ヤードとして一時使用されておりました。今般、工事期間が延長され、令和7年2月20日から令和8年5月31日まで、引き続き外環工事中継ヤードとして一時使用され、工事終了時には原状回復されます。

なお、2月5日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月18日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は国領町5丁目●番●、面積は422平方メートルであります。譲渡人は大和ハウス工業株式会社、譲受人は城北興業株式会社であり、転用目的は共同住宅の建設であります。石原委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は第二小学校の西側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、指定告示日

から30年経過したため、令和5年10月に買取り申出がなされ、令和6年1月に行為制限の解除となっております。

その後、令和6年4月23日付で●●●●氏、●●●●氏から大和ハウス工業株式会社に所有権を移転し、共同住宅を建設する旨の届出がありましたが、大和ハウス工業株式会社が転用せずに所有権移転のみを行い、さらに農地として売買するために、再度、農地法第5条の届出があったものです。今般、所有権移転を伴う共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、2月10日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、2月18日に受理通知書を交付しております。

○高橋事務局次長 次のページをお願いします。資料、報告第7号を御覧ください。調布市農業委員会議事規則の一部改正について（案）です。

令和7年4月1日付で、調布市農業委員会議事規則の一部改正を予定しております。

改正内容につきましては、お手元の資料の1、新旧対照表を御覧ください。第16条中「副会長」を「会長職務代理者」に改めるものであります。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、農業委員会に会長の職務を代理する者を置きますが、その役職の名称を近隣市区の農業委員会と足並みをそろえ、「会長職務代理者」に変更するものです。

本日、机前にお配りしております参考資料を御覧ください。先日開催されました地区別農業委員会検討会の出席者名簿となります。上から4つ目が調布市で、役職名称欄に「副会長」と表記がございますが、他市の役職名称は「職務代理」となっておりますことを御確認いただけたと思います。

専決処分の報告は以上となります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、令和6年度農業委員会審議状況

及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上2件を事務局より説明します。

○佐野書記　それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧ください。令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和6年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和6年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積165平方メートル、所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出は件数2件、面積901.33平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和6年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和6年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容で、今回総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農地法第4条は、表の上から1段目、専用住宅に転用したものが件数1件、面積165平方メートル、農地法第5条では、表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数3件、面積2,031平方メートル、表の一番下、その他に転用したものが件数1件、面積479.33平方メートルであります。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数37件、面積2万1,691.37平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。これは、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は下石原1丁目●番●、面積は1,686平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。林委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外9筆、面積は合計で4,240.63平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は仙川町1丁目●番●外8筆、面積は合計で7,220平方メートルです。

なお、うち3筆2,099平方メートルは、農園用貸付けの経営のため、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書を併せて発行しております。

相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。斉藤委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外13筆、面積は合計で4,977平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

なお、番号1から4につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の2件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第5、協議事項についてです。令和7年度調布市農業委員会活動指針(案)についてを議題といたします。事務局が朗読します。

○佐野書記 協議事項「令和7年度調布市農業委員会活動指針(案)について」、上記の協議事項を提出する。令和7年3月13日。提出者、調布市農業委員会会長、矢ヶ崎宏始。

○議長 ただいま協議事項について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○高橋事務局次長 それでは、協議事項について御説明いたします。令和7年度調布市農業委員会活動指針(案)を御覧ください。

初めに、活動指針について御説明いたします。活動指針は、令和4年5月20日に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、それを受けて農業委員会法が改正されたことにより、作成が義務化されました。これは、調布市農業委員会がどのように活動していくかを定める重要な指針となります。

令和7年度の活動指針の作成に当たっては、1月16日に素案を皆様に配付、1月末までに御意見等を募集していたところですが、特に御意見がありませんでしたので、2月13日に配付させていただいたものと同じになります。

それでは、1ページを御覧ください。初めに、1、基本方針であります。令和6年度と同様に、調布市の農業の現状及び指針に関する基本的な考え方を示しております。内容は記載のとおりです。

続いて、2、活動計画等は7項目に分けて記載しております。(1)「行動する農業委員の活動」の推進、(2)農地等の利用の最適化を推進する活動、(3)遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法、(4)情報活動の推進、(5)認定農業者等の支援活動、(6)地域農業の確立に向けた活動、(7)農政活動の推進の7項目です。

まず、1ページ目下段の(1)「行動する農業委員の活動」の推進についてです。農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指します。

2ページの上から4行目に記載のとおり、これまで同様に、活動の記録化徹底に向けて、日々の活動を活動記録カードに月6枚以上記入します。

次に、(2)農地等の利用の最適化を推進する活動については、農業委員会法に位置づけられている農地等の利用の最適化を推進する活動に具体的な取組目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進めるものです。

令和7年度の農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールについては、令和6年度と同様に、1回目を6月上旬、2回目を11月下旬に実施予定です。日頃の見回りや農業者からの相談への対応など、地域の農地の肥培管理徹底に向けて取り組んでいきます。

続いて、(3)遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法です。遊休農地の解消目標の表は、令和5年度に定めた目標を令和10年1月まで運用してまいりますので、令和5年度の活動指針に表記した内容を転記しております。引き続き、遊休農地の発生防止に向けた取組を進めます。

続いて、3ページ、(4)情報活動の推進については、新たな農地関連制度を的確に伝え、より一層の理解を図るため、「農業委員会だより」等で積極的に情報を発信していきます。

「農業委員会だより」は、これまで同様に年2回の発行を予定しております。また、引き続き農業まつり実行委員会に参画し、農業相談等を通じて、市民の農業に対する関心を深めるなどの取組を進めます。

続いて、(5)認定農業者等の支援活動についてです。関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行うとし、意欲ある農業の担い手確保のための育成支援策などの取組を進めます。

次に、(6)地域農業の確立に向けた活動についてです。調布市の農業・農産物を内外に広くPRし、地産地消を推進するとともに、都市農業の発展に努めます。

具体的には、S&Aの活動を通じた教育委員会等と連携や、農産物展示品評会を積極的に支援するなどの取組を進めます。

最後の項目、(7)農政活動の推進についてです。都市農業の維持保全と振興施策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施策展開を進めるとし、記載の3つの活動を進めます。

以上で令和7年度調布市農業委員会活動指針（案）についての説明を終わります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかにはないようですので、活動指針については、今後については事務局に一任ということとよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、その他報告及び連絡事項について事務局から説明をお願いします。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項についてです。

第24期の内容なので、参考までとしての御案内となります。第24期の農業委員については、今月末頃、議会の同意を得て決まります。農業委員として任命される交付式については、令和7年4月1日午後3時から市役所5階市長公室にて予定しております。

交付式終了後、午後3時30分から調布市文化会館たづくり1001学習室にて、第24期第1回総会となります。当日に会長、職務代理、役員が決まります。

なお、第24期農業委員についての御不明な点など、お聞きしたいことがございましたら、現在、議会同意前のため、大変申し訳ございませんが、総会終了後に事務局までお問合せください。

事務局からの説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第37回調布市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時25分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

4 番委員

5 番委員